

様式第一（第10条関係）

特定新事業開拓投資事業計画の認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称

無限責任組合員の氏名又は名称 印

産業競争力強化法第17条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 特定新事業開拓投資事業計画を実施する投資事業有限責任組合に関する事項
2. 特定新事業開拓投資事業の内容及び実施時期
3. 特定新事業開拓投資事業計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（備考）

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

1. 特定新事業開拓投資事業計画を実施する投資事業有限責任組合に関する事項
 - （1）投資事業有限責任組合の無限責任組合員の新たな事業の開拓を行う事業者に対する投資の実績並びに経営又は技術の指導に係る知識及び経験を簡潔に記載する。
 - （2）投資事業有限責任組合の出資口数の総数、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員の出資口数を記載する。
 - （3）投資事業有限責任組合が実施する特定新事業開拓投資事業に附帯する事業の内容を簡潔に記載する。
 - （4）投資事業有限責任組合の無限責任組合員の特定新事業開拓投資事業の実施体制を簡潔に記載する。
 - （5）投資事業有限責任組合の収益の目標を記載する。
2. 特定新事業開拓投資事業の内容及び実施時期
 - （1）特定新事業開拓投資事業に係る以下の事項を記載する。
 - ①投資先として想定している事業者が実施する新たな事業が属する業種、当該事業の内容及び当該事業の成長発展の段階
 - ②投資事業有限責任組合の株式の取得価額の総額に対する新事業開拓事業者の株式の取得価額、特定新事業開拓中小企業者の株式の取得価額、特定新事業開拓中堅事業者の株式の取得価額、事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式の取得価額のそれぞれの割合として予定している割合
 - ③投資先の事業者に対して実施する予定の経営又は技術の指導の内容
 - ④その他特定新事業開拓投資事業の実施方法
 - （2）特定新事業開拓投資事業の実施時期は、特定新事業開拓投資事業計画の実施期間（特定新事業開拓投資事業の開始の日から当該特定新事業開拓投資事業の終了の日までの期間を

いう。)を年月日をもって記載するとともに、投資事業有限責任組合の存続期間を年月日をもって記載する。

3. 特定新事業開拓投資事業計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(1) 特定新事業開拓投資事業計画の実施に必要な資金の額、その根拠、資金調達を行う時期、出資の募集の対象者並びに出資の応募の状況及び見込みを簡潔に記載する。

(2) 資金の借入れについて法第19条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ記載する。

様式第二（第11条関係）

特定新事業開拓投資事業計画の不認定通知書

年 月 日

殿

経済産業大臣 名

平成 年 月 日付けで認定申請のあった特定新事業開拓投資事業計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第17条第3項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第三（第11条関係）

特定新事業開拓投資事業計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
2. 認定特定新事業開拓投資事業組合名
3. 認定特定新事業開拓投資事業計画に係る特定新事業開拓投資事業の内容
4. 特定新事業開拓投資事業の開始時期及び終了時期

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

1. 「3. 認定特定新事業開拓投資事業計画に係る特定新事業開拓投資事業の内容」中、認定特定新事業開拓投資事業組合の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
2. 「4. 特定新事業開拓投資事業の開始時期及び終了時期」中、特定新事業開拓投資事業の終了時期は、投資事業有限責任組合の存続期間の終了の日とする。

様式第四（第12条関係）

認定特定新事業開拓投資事業計画の変更認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
無限責任組合員の氏名又は名称 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた特定新事業開拓投資事業計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第18条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

（備考）

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第五（第12条関係）

特定新事業開拓投資事業計画の変更不認定通知書

年 月 日

殿

経済産業大臣 名

平成 年 月 日付けで変更認定申請のあった特定新事業開拓投資事業計画については、
下記の理由により認定をしないものとする。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第17条第3項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第六（第12条関係）

変更後の認定特定新事業開拓投資事業計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日
2. 変更後の認定特定新事業開拓投資事業組合名
3. 変更後の認定特定新事業開拓投資事業計画に係る特定新事業開拓投資事業の内容
4. 変更後の特定新事業開拓投資事業の開始時期及び終了時期

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

1. 「3. 変更後の認定特定新事業開拓投資事業計画に係る特定新事業開拓投資事業の内容」中、認定特定新事業開拓投資事業組合の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の内容として記載しない。
2. 「4. 変更後の特定新事業開拓投資事業の開始時期及び終了時期」中、特定新事業開拓投資事業の終了時期は、投資事業有限責任組合の存続期間の終了の日とする。

様式第七（第13条関係）

認定特定新事業開拓投資事業計画の変更指示の通知書

年 月 日

殿

経済産業大臣 名

平成 年 月 日付けで認定をした特定新事業開拓投資事業計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第18条第3項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第八（第14条関係）

認定特定新事業開拓投資事業計画の認定取消し通知書

年 月 日

殿

経済産業大臣 名

平成 年 月 日付けで認定をした特定新事業開拓投資事業計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

法第18条第2項及び第3項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第九（第14条関係）

認定特定新事業開拓投資事業計画の認定取消しの公表

1. 認定取消しの年月日
2. 認定を取り消した投資事業有限責任組合名
3. 認定取消しの理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

1. 認定取消しの理由
 - （1）法第18条第2項及び第3項のうち、認定取消しの理由となっているものを具体的に記載する。
 - （2）投資事業有限責任組合の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十（第15条関係）

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

認定申請書

産業競争力強化法第51条第1項の規定に基づき、同法第2条第15項の特定認証紛争解決事業者としての認定を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(別添書類)

- 1 手続実施者の事業再生についての実務経験を証する書類
- 2 手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第6条第5号の規定に基づき、認証紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、当該手続実施者が助言を受ける弁護士が経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第18条の要件を満たすことを証する書面
- 3 認証紛争解決手続の実施の方法が経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第20条から第29条までに規定する基準に適合することを証する書類
- 4 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の法務大臣の認証を受けたことを証する書面の写し

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

1. 手続実施者の候補者一覧

手続実施者の氏名	職名	職歴	備考
計 名			

注. 手続実施者が第 18 条の要件を満たす場合は備考欄にその旨を記載すること。

2. 手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第 6 条第 5 号の規定により、認証紛争解決手続の実施に当たり手続実施者が法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに手続実施者が助言を受ける弁護士の氏名

手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第 6 条第 5 号の規定により、認証紛争解決手続の実施に当たり手続実施者が法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに手続実施者が助言を受ける弁護士の氏名	職 歴

3. 認証紛争解決手続の実施方法

注. 第 20 条から第 29 条までに規定する基準に従って認証紛争解決手続を行うことを記載する。

様式第十一（第16条関係）

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所
名 称
代表者の氏名 印

変更届出書

下記の事項について変更がありましたので、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第16条の規定により届け出ます。

記

年 月 日	事 項

(注意事項)

「事項」欄には、変更した事項を記載すること。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第十二（第33条関係）

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

資金の借入れに関する確認通知書

下記の事項について産業競争力強化法第58条第1項各号のいずれにも適合することを確認しましたので通知します。

記

1. 債務者名
2. 確認の対象となる資金の借入れ

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第十三（第34条関係）

設備導入促進法人指定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

設備導入促進法人の指定を受けたいので、産業競争力強化法第61条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 設備導入促進業務を行う事務所の所在地
2. 設備導入促進業務を開始しようとする年月日

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第十四（第36条関係）

設備導入促進法人名称等変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

- (1) 設備導入促進法人の名称又は住所
- (2) 設備導入促進業務を行う事務所の所在地

を変更するので、産業競争力強化法第62条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2. 変更の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第十五（第37条関係）

設備導入促進法人役員選任等認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

設備導入促進法人の役員を選任（解任）について認可を受けたいので、産業競争力強化法第63条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 役員として選任（解任）しようとする者の氏名
2. 選任（解任）の理由
3. 選任にあたっては、その者の略歴

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第十六（第38条関係）

設備導入促進法人業務規程認可申請書

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所
名 称
代表者の氏名 印

設備導入促進業務に関する規程について認可を受けたいので、産業競争力強化法第64条第1項前段の規定により、別添のとおり申請します。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第十七（第38条関係）

設備導入促進法人業務規程変更認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

設備導入促進業務に関する規程の変更について認可を受けたいので、産業競争力強化法第64条第1項後段の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第十八（第40条関係）

設備導入促進法人事業計画等認可申請書

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所
名 称
代表者の氏名 印

事業計画及び収支予算について認可を受けたいので、産業競争力強化法第65条第1項前段の規定により、別添のとおり申請します。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第十九（第40条関係）

設備導入促進法人事業計画等変更認可申請書

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所
名 称
代表者の氏名 印

事業計画及び収支予算の変更について認可を受けたいので、産業競争力強化法第65条第1項後段の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第二十（第47条関係）

設備導入促進法人業務休廃止許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

設備導入促進業務の一部（全部）の休止（廃止）について許可を受けたいので、産業競争力強化法第71条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 休止（廃止）しようとする設備導入促進業務の範囲
2. 休止（廃止）しようとする年月日
3. 休止しようとする場合にあっては、その期間
4. 休止（廃止）の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第二十一（第51条関係）

- 【書類名】 特許料軽減申請書（産業競争力強化法）
- （【提出日】 平成 年 月 日）
- 【あて先】 特許庁長官 殿
- 【出願の表示】
 - 【出願番号】
- 【申請人】
 - 【識別番号】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】
- 【代理人】
 - 【識別番号】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】
- 【申請の理由】
- 【納付年分】 第 年分
- 【提出物件の目録】
- 【技術の分野】

〔備考〕

- 1 用紙は、日本工業規格A列4番（横 21cm、縦 29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線又はけい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則として左右の余白については各々2.3cmを超えてはならない。
- 3 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明瞭にかつ容易に消すことができないように書く。また、「【」、【】」、「▲」又は「▼」を用いてはならない（欄名の前後に用いる「【】又は【】」を除く。）。
- 4 「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、特許料の第1年分から第3年分まで又は特許料の第1年分から第3年分までと同時に第4年分以降を申請するときは「特願○○○○ー○○○○○○」のように特許出願の番号を記載し、設定登録後に特許料の第4年分以降を申請するときは「【出願の表示】」を「【特許番号】」とし「特許第○○○○○○○○号」のように特許番号を記載する。
- 5 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設ける必要はない。
- 6 「【住所又は居所】」は、都道府県郡市区町村番地住居番号のように詳しく記載する。
- 7 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、可能な限り片仮名で振り仮名を付ける。
- 8 「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記載する。法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。
- 9 日本に事務所又は営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【事務所】」又は「【営業所】」の欄を設けて、事務所又は営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 10 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記載し、弁護士の場合は「【弁護士】」と記載する。
- 11 代理人によらないときは「【代理人】」の欄を設ける必要はない。
- 12 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を設けて記載する。

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

13 「【申請の理由】」の欄には、「特許料の軽減（産業競争力強化法第 75 条第 1 項）」のように記載する。

14 「【提出物件の目録】」の欄には、手続に係る書類名及び当該書類の通数を記載する。

15 「（【提出日】 平成 年 月 日）」には、可能な限り提出する日を記載する。

16 とじ方は可能な限り左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるよう、ホッチキス等を用いてとじる。

17 申請書等が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

18 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き又は行間挿入を行ってはならない。

19 第五十六条の規定により添付書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄の次に「【物件名】」の欄を設けて、当該添付書面の書類名を記載し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、援用される当該添付書面が提出された手続に係る出願の表示を記載する。また、2以上の添付書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

20 「【技術の分野】」の欄には、当該発明の属する技術の分野を以下の第 1 項から第 39 項までの中から選択し、項番号を記載する。なお、技術の分野が複数ある場合は、全て記載する。

第 1 項（時計・計測一般、測長・測量、距離測定、電気の測定等）

第 2 項（電子管、表示制御、可変情報表示装置、焼付・現像・投影、半導体露光、原子力等）

第 3 項（機械分析、化学分析、物理分析、医療診断機器等）

第 4 項（電子写真（材料）、マーキング、写真、フォトレジスト、光学素子（レンズ、プリズム、フィルター等）・光学機器（望遠鏡、顕微鏡、眼鏡等）、カメラ、EL（エレクトロルミネセンス）技術等）

第 5 項（光ファイバー、レーザー、発光素子、受光素子、光ビームの制御、液晶等）

第 6 項（電子写真（工程・制御）、印刷、プリンター等）

第 7 項（耕耘・移植、収穫・脱穀・穀粒の処理、畜産・水産、木材加工・栽培、水工、基礎工、掘削、陸路、トンネル等）

第 8 項（パチンコ・スロットマシン、運動・遊具、ゲーム・玩具、事務用品、教習具、時刻表・ラベル・広告等）

第 9 項（建築構造・部材、建築物等の仕上げ、特定目的建築物（駐車場等）、施工、錠、建具、家具、サニタリー等）

第 10 項（制御・警報、電気自動車、ナビゲーション、交通制御、電動機・発電機、電動機・発電機の制御、電路の調整（交直変換、電流・電圧の調整）等）

第 11 項（内燃機関の制御、燃料の供給、エンジンの弁・シリンダ・ピストン、タービン、吸排気、流体機械等）

第 12 項（自動車（車体の構造）、鉄道、二輪車、船舶、航空・宇宙、武器、レスキュー、操向、サスペンション、車輪、事故防止・保守、弁一般、液体分配器、油圧等）

第 13 項（継手・クラッチ、軸・軸受、伝動装置の構造・制御・配置・操作、ブレーキ、固着、緩衝、防振、シール・圧力容器等）

- 第 14 項 (工作機械、NC (数値制御)、マンプレータ、手工具、生産管理、プレス加工、レーザ加工・溶接、放電加工、非金属の加工、半導体材料の機械的処理、マイクロマシン等)
- 第 15 項 (運搬・貯蔵装置、エレベーター、クレーン、フォークリフト、破碎・粉碎、噴霧装置、塗布装置、自動組立、ウエハ等の取扱い (移送等)、印刷回路とその製造、電気部品の実装、電気装置 (パーソナルコンピュータ、携帯電話等) の筐体等)
- 第 16 項 (紙送り (給紙・搬送・排紙)、繊維機械、被服、包装機械、紙製品の製造、包装体、容器、大型容器 (コンテナ、タンク等) 等)
- 第 17 項 (家庭用電気機械器具 (掃除機、食器洗機、洗濯機、アイロン等)、清掃、コネクタ、照明、スイッチ等)
- 第 18 項 (燃烧、電気加熱、ストーブ、レンジ、暖房、ボイラ、乾燥、調理機器、肉・魚・野菜の加工、冷凍、ヒートポンプ、製氷、冷蔵庫、空気調和、加湿、換気、ダクト、熱交換、管一般等)
- 第 19 項 (処置具、衛生・介護、注入・内服、治療、物理療法、補綴、チェック装置、陳列棚、生活必需品、シート、ベッド等)
- 第 20 項 (無機化合物、単結晶成長、蒸着、触媒、ガラスの製造・組成・表面処理、セメント・コンクリートの組成・成形、セラミックス (焼結体) の組成・成形等)
- 第 21 項 (圧延・引抜き、鋳造、金属の表面処理、電解による処理、半導体の実装 (ボンディング、容器・封止、リードフレーム、マウント基板等)、半導体の製造 (エッチング、膜の形成、試験・測定等) 等)
- 第 22 項 (精錬、合金、熱処理、炉一般、はんだ・溶接材料、電池、電線等)
- 第 23 項 (半導体素子、半導体集積回路、超電導素子、半導体素子の製造工程 (アニール、イオン注入、再結晶化、電極・配線の形成等) 等)
- 第 24 項 (化粧品、製剤・医療材料等)
- 第 25 項 (遺伝子工学、ペプチド・蛋白質、食品・飲料、微生物・酵素、植物・動物等)
- 第 26 項 (水処理、固体廃棄物処理、消火剤、ガス分離・排ガス処理、濾過・濾過材、固体の分離、液分離、同位体分離等)
- 第 27 項 (有機化合物の製法、農薬、肥料、染料・染色、石炭・石油・燃料・火薬、潤滑剤、洗剤・油脂・香料、塗料、接着剤・接着テープ、顔料等)
- 第 28 項 (重合・触媒、付加系高分子化合物、縮合系高分子化合物、高分子化合物の組成物、高分子の処理等)
- 第 29 項 (タイヤ、プラスチック成形、塗装方法、繊維、加工紙、積層体、皮革等)
- 第 30 項 (有機化合物、医薬等)
- 第 31 項 (電子商取引、情報検索、言語処理、暗号等)
- 第 32 項 (計算機細部、マンマシンインターフェイス、特殊計算機、演算、入出力制御、抵抗器、磁石・インダクタンス、コンデンサ等)
- 第 33 項 (アーキテクチャ、プログラム管理、データの誤り検出・訂正、電線の据付、記憶制御、静的記憶装置、ICカード等)
- 第 34 項 (伝送方式、移動無線通信システム、フィルタ、伝送細部、増幅器等)
- 第 35 項 (電話システム、交換、遠隔制御、電力系統、マイクロ波等)
- 第 36 項 (符号変換、デジタル変調、データ伝送、パルス回路、通信ネットワーク等)
- 第 37 項 (電子楽器、カラオケ、音響機器、音声の認識・合成、動画記録、ビデオカメラ、デジタルカメラ、テレビジョン (信号の符号化、双方向、受信機等) 等)
- 第 38 項 (CG、CAD、画像認識、ファクシミリ等)
- 第 39 項 (磁気テープ、磁気ディスク、光 (光磁気) ディスク、磁気ヘッド、記録・再生装置、記録・再生のための信号処理、索引・編集等)

様式第二十二（第52条関係）

【書類名】 審査請求料軽減申請書（産業競争力強化法）
（【提出日】 平成 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【出願の表示】
 【出願番号】
【申請人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
【申請の理由】
【提出物件の目録】
【技術の分野】

[備考]

- 1 「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○－○○○○○○」のように特許出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成 年 月 日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、国際特許出願について、出願の番号が通知されていないときは「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とし、「PCT/○○○○/○○○○」のように国際出願番号を記載する。
- 2 「【申請の理由】」の欄には、「審査請求料の軽減（産業競争力強化法第75条第2項）」のように記載する。
- 3 その他は、様式1の備考1から3まで、備考5から12まで、備考14から20までと同様とする。

様式第二十三（第53条関係）

【書類名】 国際出願に係る手数料軽減申請書（産業競争力強化法）
（【提出日】 平成 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【出願の表示】
 【国際出願番号】
【申請人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
【申請の理由】
【提出物件の目録】
【技術の分野】

[備考]

- 1 「【出願の表示】」の欄の「【国際出願番号】」には、「PCT/○○○○/○○○○」のように国際出願番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは「【国際出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成 年 月 日提出の国際出願」のように国際出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【書類記号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した書類記号を記載する。
- 2 「【申請の理由】」の欄には、「国際調査手数料等の軽減（産業競争力強化法第75条第3項）」又は「国際予備審査手数料の軽減（産業競争力強化法第75条第3項）」のように記載する。
- 3 その他は、様式1の備考1から3まで、備考5から8まで、備考10から12まで、備考14及び15、備考17から20までと同様とする。

様式第二十四（第63条関係）

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所
法 人 の 名 称
代表者の氏名 印

認定申請書

産業競争力強化法第127条第4項の規定により、同条第2項の認定支援機関としての認定を受けたいので、別添書類を添えて申請いたします。

（別添書類）

1. 事務所の所在地
2. 中小企業再生支援協議会の委員として任命しようとする委員の候補者
3. 中小企業再生支援業務に関する事項
 - 一 中小企業再生支援業務の内容
 - 二 中小企業再生支援業務の実施体制
 - （1）中小企業再生支援業務の統括責任者及び当該統括責任者を補佐する者の氏名
 - （2）その他の中小企業再生支援業務の実施体制に関する事項
 - 三 中小企業再生支援業務を行う地域
 - 四 中小企業再生支援業務に係る予算に関する見積り

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第二十五（第64条関係）

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
認定支援機関の名称
認定支援機関の長の氏名 印

中小企業再生支援協議会委員任命届出書

中小企業再生支援協議会の委員を下記のとおり任命いたしましたので、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第64条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

委員の氏名	職業	所属及び地位

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第二十六（第64条関係）

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
認定支援機関の名称
認定支援機関の長の氏名 印

中小企業再生支援協議会委員変更届出書

中小企業再生支援協議会の委員を下記のとおり変更いたしましたので、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第64条第2項の規定に基づき届け出ます。

記

1 解任した委員の氏名等

委員の氏名	職業	所属及び地位

2 新たに任命した委員の氏名等

委員の氏名	職業	所属及び地位

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第二十七（第66条関係）

平成 年度における認定特定新事業開拓投資事業計画の実施状況報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称

無限責任組合員の氏名又は名称 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた特定新事業開拓投資事業計画の平成 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 実施した特定新事業開拓投資事業の内容及び適用を受けた支援措置の内容
2. その他

（備考）

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

1. 実施した特定新事業開拓投資事業の内容及び適用を受けた支援措置の内容
 - （1）別表により、認定特定新事業開拓投資事業組合が実施した特定新事業開拓投資事業の内容を記載する。
 - （2）資金の借入れについて独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受けた場合には、その旨を記載する。
2. その他
認定特定新事業開拓投資事業組合の組合員に変更が生じた場合には、その旨を記載する。

別表 1

実施した特定新事業開拓投資事業の内容

	取得した株式の発行会社の名称	取得した株式の発行会社の住所及び代表者名	取得した株式の発行会社が実施する新たな事業の内容及び概況並びに当該事業の成長発展の段階	特定新事業開拓中小企業者又は特定新事業開拓中堅事業者の別、及びそれに該当する事由 (最初に株式を取得した時の従業員数又は資本金の額を記載)	取得した株式の発行会社に対して実施した経営又は技術の指導の内容	平成 年 度に取得した株式の取得価額及びその取得の方法	認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に取得した株式の取得価額の総額
1							
2							
3							
4							
合計							

(注)

認定特定新事業開拓投資事業組合がその事業年度の年度末時点で保有する株式の発行会社全てについて記載する。当該株式の発行会社が、第2条第1号イ又はロに掲げる会社に該当する場合には、その旨も記載する。

別表 2

取得した株式の内訳

	平成 年度に取得した株式の取得価額及び当該株式の取得価額の総額に対するその割合	認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に取得した株式の取得価額及び当該株式の取得価額の総額に対するその割合
	平成 年度に取得した事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式の取得価額及び当該株式の取得価額の総額に対するその割合	認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に取得した事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式の取得価額及び当該株式の取得価額の総額に対するその割合
取得した特定新事業開拓中小企業者の株式		
うち、事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式		
取得した特定新事業開拓中堅事業者の株式		
うち、事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式		
合計		
うち、事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式の合計		

別表 3

取得した株式の処分の状況

取得した株式の処分の状況	処分した株式の発行会社の名称	処分した株式の発行会社の住所及び代表者名	平成 年度に処分した株式の取得価額、取得方法及び取得した年度	平成 年度に処分した株式の処分価額及び処分の方法	株式の取得から処分に至るまでに実施した経営又は技術の指導の内容、事業の発展の経緯その他経緯の概要	認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に処分した株式の処分価額の総額
1						
2						
3						
4						
合計額						

(注)

認定特定新事業開拓投資事業組合が認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に処分した株式の発行会社全てについて記載する。

様式第二十八（第67条関係）

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

平成 年度における特定認証紛争解決手続の実施状況報告書

特定認証紛争解決手続の事業の実施状況を次のとおり報告いたします。

1. 特定認証紛争解決手続の実施状況
 - (1) 特定認証紛争解決手続の状況
 - (2) 事業再生計画の概要
 - (3) 手続実施者の選任状況
 - (4) 手続実施者の意見の概要
 - (5) 合意の状況
2. 産業競争力強化法第52条から第60条までの状況
3. その他特記事項

注. 1. (1)～(4)及び2. については、個別の特定認証紛争解決手続について記載すること。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第二十九 (第68条関係)

表

年 月 日発行第 号 (年 月 日まで有効)		
職 名	氏 名	生 年 月 日
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">刻 印</div><div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 150px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">(写真)</div></div> <p style="text-align: center;">産業競争力強化法第138条第2項又は第3項による立入検査証</p> <p style="text-align: right;">(発 行 権 者) 印</p>		

裏

産業競争力強化法抜粋

第百三十八条 (略)

- 2 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、設備導入促進法人から設備導入促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、設備導入促進法人の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第百四十九条 第百三十八条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与 (会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第百五十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした設備導入促進法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第百三十八条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

様式第三十（第69条関係）

年 月 日

住所
氏名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印
手続実施者の氏名 印

事業再生計画に基づき資産が贈与された場合の課税の特例に関する確認通知書

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第69条の規定に基づき、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条の3の2第1項の資産の贈与が同項各号に掲げる要件を満たしていると認められることその他の事実について下記のとおり確認しましたので通知します。

記

1. 当該特定認証紛争解決手続において選任された手続実施者が、法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第8条の6第1項第1号に掲げる者に該当すると認められるものであること。
2. 当該特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者
名称
住所
3. 贈与した対象資産
資産の種類（土地、家屋、権利等）
所在地等
数量
4. 当該特定認証紛争解決手続において決議された事業再生の計画が法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第24条の2第1項第1号から第3号まで及び第4号又は第5号に掲げる要件に該当すると認められるものであること。
5. 租税特別措置法第40条の3の2第1項の資産の贈与が、当該事業再生の計画に基づき、同項各号に掲げる要件を満たしていると認められるものであること。
注 手続実施者の氏名については連名とすること。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。